



2025年5月28日

各 位

会社名 第一実業株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 船渡雄司  
(コード番号 8059 東証プライム市場)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小川 亮子  
(TEL 03-6370-8691)

## 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度の決定及び導入のお知らせ

当社は、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度をご承認いただいております。

また、2024年12月11日付適時開示「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2025年6月24日開催予定の第102期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）でのご承認を前提として、「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

当該移行に係る定款変更議案の承認可決を条件として、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の決定に関する議案及び当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する議案を、本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の決定について

##### (1) 本制度の目的

社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的とします。

##### (2) 本制度の概要

本制度の支給対象者を、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役①」といいます。）とするとともに、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内（うち、社外取締役分は年額1,000万円以内）とすることを、本株主総会に付議することといたします。

対象取締役①は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社普通株式の総数を年100,000株以内（うち社外取締役分は年10,000株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役①に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、これによる当社普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給

に当たっては、当社と対象取締役①との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします。

①譲渡制限期間

対象取締役①は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）本割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

②退任時の取り扱い

対象取締役①が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 本制度決定の条件

上記の決定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

## 2. 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度の導入について

(1) 導入の目的

当社の監査等委員である取締役（以下、「対象取締役②」といいます。）に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的とします。

(2) 制度の概要

対象取締役②に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額 1,000 万円以内とすることを本株主総会に付議することといたします。また、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

対象取締役②は、上記協議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年 10,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その 1 株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役②に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役①との間で締結する譲渡制限付株式割当契約と同等の割当契約を当社と対象取締役②との間で締結することを条件といたします。

(3) 制度導入の条件

上記制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

以 上